

災害時における連絡及び協力体制に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター（以下「乙」という。）とは、福山市内で発生した災害時の連絡及び協力体制の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に甲と乙とが相互に連絡及び協力体制を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲と乙とは、災害発生時等に連絡体制が円滑に行われるよう、あらかじめ相互に連絡責任者を決めておくこと。

2 乙が社内の警戒体制もしくは非常災害体制に入った時点、及び解除になった時点に甲へ連絡する。

3 相互の連絡は、電話又はFAXにより行うものとし、その費用については、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

（連絡内容）

第3条 乙は甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとし、必要に応じ相互に連絡をとり、市全域の停電状況等の把握に努めるものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（協力体制）

第4条 甲と乙とは、次に掲げる内容に対して適宜相互に協力するものとする。

- (1) 被害・復旧状況の情報提供
- (2) 停電等被害状況に関する広報
- (3) 公共施設等（避難所含む。）への掲示物等（被害情報等）の設置場所の提供
- (4) 住民からの問い合わせ対応

(連携)

第5条 甲は、乙からの土砂崩れ、倒木、除雪等による道路復旧の要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

(事前伐採への取り組み)

第6条 甲と乙は、電力設備周辺の樹木等に関して、必要により事前伐採の協議を行う。

(要員派遣)

第7条 乙は、大規模災害が発生した場合、第4条の協力及び前条の対応を円滑に行うため、甲から要請された場合又は乙において派遣すべきと判断した場合は、甲へ要員を派遣するものとする。

(防災訓練)

第8条 甲と乙とは、災害発生時等に相互に連絡及び協力体制を確保し、災害対応を円滑に行うため、甲又は乙が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて甲・乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲・乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2025年(令和7年)4月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 枝広 直幹

乙 福山市沖野上町1丁目7番28号
中国電力ネットワーク株式会社
福山ネットワークセンター
代表者 所長 丸尾 和也